

5 「 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実 」

(目指す方向性)

- 施設におけるケアニーズが高い児童への専門的な支援体制の更なる充実を図ります。
- 児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の更なる充実を図ります。

現状・これまでの取組

1 施設における専門的なケア

(1) 児童養護施設

- 児童養護施設において、情緒面・行動面で重い課題を抱える児童や、医療が必要な児童などケアニーズが高い児童が増加しています。
- 都は、民間児童養護施設において、児童への専門的ケアを充実するため、精神科医と心理職員を配置する専門機能強化型児童養護施設に対する支援を行っています。
- 東京都石神井学園において、平成 27 年度から虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を実施しています。

(2) 児童自立支援施設

- 児童自立支援施設は、主に、非行を主訴とする児童が入所する施設であり、日課や学習など枠組みのある規則正しい生活の中で、児童に心身ともに安定した安心できる生活環境を提供することにより、児童が生活習慣を身に付け、将来、社会で自立した生活ができるよう支援してきました。しかし近年は、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているためにケアニーズが高く、個別的・専門的な支援を必要とする児童が増加しています。

(3) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

- 自立援助ホームは、従来は児童養護施設など他の児童福祉施設を経由してからの入居が一般的でしたが、近年は、家庭から入居する児童が増加しています。

(4) 乳児院

- 児童への専門的ケアを充実するため、精神科医や心理職などの専門職員を配置する支援を実施しています。

- 常時医療及び看護が必要な病虚弱児等の養育の向上を図るため、看護師を増配置して受入体制を整備する事業を実施しています。

2 児童相談所における専門的なケア

(1) ケアニーズが高い児童への専門的な支援

- 児童相談センターにおいて、問題行動が見られる在宅指導児童や施設入所児童等に対する治療指導、措置中に不応を起こした児童への一時保護による緊急宿泊治療を実施しています。
- 虐待が発生した家族には、保護者が適切な養育行動を身に付けられるよう支援するとともに、親子の愛着関係を修復する治療的・教育的援助を実施しています。
- 加えて、心理治療的なケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげる取り組みも実施しています。

(2) 児童養護施設等の関係機関への支援

- 児童養護施設等においては、虐待によるトラウマや、愛着障害等の課題をもつ児童が問題行動を起こし、施設から一時保護所に生活の場を移すなど施設不調に至るケースが増加しています。
- 児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象とした研修、事例検討会等を定期的に行い、各施設における援助者の技術向上を支援しています。
- 子供家庭支援センターにおいても、心理職の配置が進んでいますが、多くの心理職がケースワークを担っており、十分に専門職としての専門性を発揮できていない実態も見られます。

課題と取組の方向性

<課題1> ケアニーズの高い児童の受け皿の確保

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう、年々、増加しているケアニーズの高い児童の受け入れ体制の確保が必要です。
- 都立児童養護施設においては、情緒面・行動面の問題を抱える中高生などケアニーズが高い児童を確実に受け入れるという公的な役割（セーフティネット）が求められます。また、都立児童養護施設の児童居室は個室化が完了しておらず、ケアニーズが高い児童やプライバシーへの配慮を要する中高生の増加への対応が必要です。

- 都立児童養護施設の公的な役割（セーフティネット）を踏まえ、連携型専門ケア機能モデル事業の充実が必要です。
- 児童自立支援施設の入所児童の多くは、近年、虐待によるトラウマ症状やアタッチメントの問題、神経発達症による様々な特性を抱えているなどケアニーズが高く、規則正しい枠組みのある生活に馴染みにくくなっています。しかしながら、児童への心理ケアやケアワーカー等への心理教育を十分に行える職員体制になっていません。また、心理職の専門性を発揮するためのスーパーバイズ体制が不十分です。さらには、児童の特性変化を踏まえた寮運営と施設環境の整備が求められています。
- 乳児院でもケアニーズの高い児童が増加しており、心身の発達とともに行動面に問題が現れる児童も存在します。現行の体制では、児童への対応が困難な状況にあり、受入体制の確保が必要です。

（取組１－１）児童養護施設における支援体制の強化

- 施設で養育が必要な児童を確実に受け入れられるよう定員数を確保するとともに、ケアニーズの高い児童を受け入れるための専門機能強化型児童養護施設の体制強化を検討し、全ての児童養護施設が「専門機能強化型児童養護施設」の指定要件を備えるよう、施設に働きかけていきます。
- 本体施設を少人数（将来的には４人まで）の生活単位で運営することについて、代替養育のニーズや職員配置など施設運営における課題を踏まえながら、対応を検討していきます。
- 都立児童養護施設は、引き続き公的な役割（セーフティネット）を担うため、それぞれの地理的な条件等を活かしながら、職員の増配置などにより支援体制の強化を検討します。また、老朽化した施設の改築・改修等に併せて、居室の個室化やクールダウンスペースの設置など、ケアニーズの高い児童や中高生へのケアを充実するための環境を整備します。
- 連携型専門ケア機能事業において、ケアニーズが高く施設ケアの必要な一時保護児童や里親委託ケースの受入れを検討するとともに、これまでの支援のノウハウを都内の児童養護施設や学校等に還元していきます。

（取組１－２）児童自立支援施設における支援体制の強化

- 寮の児童定員の見直しにより、児童の個別的・専門的な支援をきめ細かく行うとともに、児童の安定した環境を確保するための個室化を進めていきます。また、ケアニーズの高い児童への個別的ケアの充実を図るため、寮職員の増員を図っていきます。将来的な増員も見据え、若手職員の育成や寮における支援のマネジメント体制を含めた職員体制を強化していきます。
- 特別な支援を必要とする児童への対応を行うため、心理職の増員及び心理担当部署の設置を図るとともに、心理ケアの専門性を向上させるためにスーパーバイズ体制を構築します。
- 医療機関とのネットワーク構築及び施設コンサルを進める児童相談センターとの連携強化を進め、心理的・治療的なケア等が必要な児童を円滑に医療につなげていきます。

（取組１－３）自立援助ホームにおける支援体制の強化

- 児童養護施設と同様に課題を抱える児童が増えていることから、個別ケアや心理担当など専門的な支援体制の強化を検討していきます。

（取組１－４）乳児院における支援体制の強化

- 虐待や疾病・障害等を理由に入所する児童やその保護者等に対して、医師や心理士などの専門的な知識や技術を有する者による、一人ひとりの状態に応じたケアを引き続き実施していきます。
また、措置した児童の家庭復帰、里親や児童養護施設等への措置変更を見据え、児童のアセスメントや関係機関との調整を推進します。
- 看護師の増配置による病虚弱児等の受け入れ体制の整備を継続するとともに、重篤な児童を受け入れる場合は、さらに看護師を増配置することにより、受け入れ体制の強化を引き続き実施していきます。

<課題２>児童相談所における児童、施設等関係機関への支援の充実

- 児童相談センターにおける治療指導機能の更なる充実に加え、心理治療的なケアや入院等が必要な児童を円滑に医療につなげる体制づくりが必要です。
- 児童相談センターによる、児童養護施設や子供家庭支援センター等の関係機関への更なる支援が必要です。

（取組２－１）ケアニーズが高い児童への専門的な支援の充実

- 児童相談センターにおける緊急宿泊治療の枠を拡大します。
- 心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークを構築します。

（取組２－２）児童養護施設等の関係機関への支援の充実

- 児童相談センターによる児童養護施設等へのコンサルティングを実施し、施設のケアニーズが高い児童への対応力を強化します。
- 子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携し、専門的な支援が行えるよう都のガイドラインを策定する等、専門性向上に向けた取組を検討します。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組１－１	専門機能強化型児童養護施設の実施施設数	40施設 (令和6年6月)	全施設
取組１－２	乳児院の家庭養育推進事業	9施設 (令和6年6月)	全施設
取組１－３	乳児院の医療体制整備事業	2施設 (令和6年6月)	継続

主な施策

・【拡充】専門機能強化型児童養護施設制度（再掲）

治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設」を設置し、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図ります。

・連携型専門ケア機能事業

虐待に起因する愛着障害や発達の偏りにより様々な問題行動を起こす等、重篤な症状を抱える児童に対し、生活支援・医療・教育を一体的に提供することで、問題行動の早期改善を図ります。

（モデル事業から本格実施への移行）

- ・【拡充】乳児院の家庭養育推進事業（再掲）

乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等の支援を充実させるとともに、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰や里親委託を促進します。

- ・乳児院の医療体制整備事業

乳児院において、気管切開により経管栄養が必要な乳幼児など、看護師が24時間ケアする必要がある乳幼児の受入体制を整備します。

- ・【新規】区市町村の保護者支援に関するガイドライン作成事業

虐待の未然防止に向け、区市町村の親子支援に関する取り組みを後押しするために東京都版ガイドラインを作成します。